

## Stage 3-1 株主総会決議の瑕疵

### 解説

#### 1 総論

本問は、株主総会に関する複数の最高裁判決の理解を確認するとともに、議長の裁量逸脱または取締役の説明義務違反の有無を問う問題である。訴訟要件を満たさず訴え却下となるか、訴訟要件を満たすならば、本案でどの主張を取り上げる必要があるか、そして、取消事由があるか、裁量棄却となるか、を問うものである。

#### 2 訴訟要件の検討

##### (1) 出訴期間

問題となりうる訴訟要件は複数あるが、本問で確認すべき原則の1点目は、出訴期間の遵守の問題である。株主総会決議取消しの訴えの出訴期間は株主総会の決議の日から3か月であるが(831条1項本文)、本問でこの点は充足されている。

##### (2) 訴えの利益

次に、取締役Bについては任期満了後に再任されていることから、訴えの利益があるかが問題となる。最判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁[商判I-83][百選38]によると、決議取消しの訴えの係属中に、当該決議によって選任された役員が任期満了により退任した場合、特別の事情のない限り、訴えの利益は失われる。本問において、Bは、第42回定時株主総会で選任された後、2年間の任期(332条1項)が満了し、新たな信認を得て、第44回定時株主総会で再任されている。したがって、第42回定時株主総会におけるBの選任決議を取り消したとしても、第44回定時株主総会で適法にBは取締役として選任されており、その地位に変動はないため、B選任決議に関しては、問題文の時点(平成29年9月29日)で取り消す訴えの利益は失われている。

これに対し、監査役Hの任期は4年間である(336条1項)から、第42回定時株主総会の決議に基づいて在任しているため、選任決議を取り消すことにより、監査役の地位を失うことになり、同総会決議を取り消す訴えの利益は失われていない。

以上より、Bの選任決議取消しの訴えについては訴えの利益がないことから訴え却下となり、Hの選任決議取消しの訴えについては本案審理がなされる。

#### 3 本案で取り上げるべき主張

Aが追加した新たな取消事由を審理する必要があるのだろうか？

最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁[商判I-82][百選37]による

と、株主総会決議取消しの訴えを3か月以内に提訴していたとしても、3か月経過後に新たな取消事由を追加することは認められない。決議の効力の法的安定性の確保と、予測可能性の確保が理由である。

また、最判昭和54年11月16日民集33巻7号709頁〔商判I-90〕〔百選43〕は、3か月以内に提訴された決議無効確認訴訟で主張された決議の瑕疵が取消事由に該当するとして、提訴から2年後に、予備的に決議取消しの主張を追加した事案である。この最高裁の背後にある考え方を説明すると、出訴期間制限の趣旨である決議の効力の法的安定性と予測可能性は、ある事実が3か月以内に争われ、取り消される可能性があるかと認識されるかで決まる。すなわち、決議取消訴訟の形であるか、無効確認訴訟の形であるかが決め手ではなく、決議取消訴訟の出訴期間内に決議の瑕疵が示されていれば問題はない。したがって、仮に当初より決議取消訴訟として提起されていたならば訴訟要件を充足していた場合には、決議無効確認訴訟で争われていた瑕疵を3か月以上経過してから決議取消訴訟で争うことを妨げる理由はなく、適法に決議取消訴訟が提起されていたのと同様に扱うのを相当とする。いわば、無効のラベルを取消しに貼り替えるだけで、新規の瑕疵を追加したものではないからである。

このような判例の基準からは、本問は取消事由の追加主張は不可能な事案である。したがって、裁判官としては、判例に従い、招集通知漏れの主張は不適法であるから訴えを却下する必要がある。

なお、仮に取消事由の追加を肯定する場合、招集通知漏れがA自身へのものではない場合に、これをAが主張できるとした著名な最判昭和42年9月28日民集21巻7号1970頁〔商判I-80〕〔百選36〕に立ち、招集手続違反が取消事由になることを述べる必要がある。さらに、裁量棄却の可否が問題となるが、最判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁〔商判I-86〕〔百選40〕は、招集通知の発送が2日遅れた事例で、「法定の招集期間に2日も足りない会日より12日前になされた……株主総会招集の手続にはその性質および程度から見て重大な瑕疵がある」と裁量棄却を否定している。この判例の基準からは、3000人中100人程度という招集通知漏れの割合の問題をどうとらえるかは別にして、招集期間の日数の面で裁量棄却は認められないことになるだろう。

#### 4 取消事由の有無・裁量棄却

##### (1) 座席の問題

従業員を前方に座らせて、一般株主が前方には着席できないようにした場合に、これが株主平等原則に違反し、決議方法の法令違反になるかについて、最判平成8年11月12日判時1598号152頁〔商判I-78〕〔百選A8〕は、会社側の取扱いを適切なものとはしていないが、原告が希望する座席に座る権利を失ったとはいえ、具体的に株主の権利の行使を妨げられたとはいえないとして、原告の不法行為に基づく損害賠償請求を否定している。同判決の事案は、決議の取消しが争われた事案ではないが、仮に株主が決議取消しを

請求していたとしても、取消事由には該当しないと判断されよう。

本問では、判例の事案と異なり、株主Aは発言ができなかった。このことが、取消事由になるかと考えると、Aが発言できなかったのは、希望する座席に着席できなかったためではなく、議長が多数の発言希望者がいる中で指名しなかったこと、すなわち、議長の議事運営上の理由によるのである。したがって、希望する座席に着席できなかったことを取消事由と考えるのには無理がある。

この問題は要するに、「俺が希望する席に座れなかった」「俺が発言できなかった」から、総会をやり直せという主張が認められるかという問題であり、よほどのことがなければ(特定の属性の株主の発言のみ排除した、など)、いずれも無理筋である。そのため、これらの問題は、取消事由としない解釈が自然であるし、仮に取消事由と位置づけるとしても、裁量棄却されるべきものである。

## (2) 議長の議事運営の問題

この問題については、東京スタイル事件(東京地判平成16年5月13日金判1198号18頁[商判I-77])などを参考に、議長の裁量あるいは取締役の説明義務に関する理解から、議論を展開する必要がある。

株主総会全体で発言がほとんど認められなかったような場合は別にして、本問では、30人が発言している。1人につき、質問で5分、回答で3分としても、質疑だけで4時間確保しており、相当長い。従って、審議時間は十分に確保していると考えられよう。また、発言希望者が多い場合に、全員が発言するまで決議に移れないとすれば、時間に限りのある他の株主の議決権行使の機会を奪うことにもなる(「俺が発言できなかったから総会をやり直せ」は無理筋である)。したがって、本問の事情においては、議長の議事運営に裁量の逸脱はない、と評価することが自然であろう。仮に裁量の逸脱を認めるとしても、裁量棄却されることになる。

## 5 結論

以上より、B選任決議取消しの訴えについては訴え却下、H選任決議取消しの訴えについては請求棄却、が出題者の求める解答である。

〔榊 素寛〕